

TU WIEN 入学、オーストリア滞在手続き

必ずお読みください <免責事項>

以下の情報の正確性については、様々な注意を払って確認を行いましたが、オーストリアの法令、諸手続きなどは変更されることがあり、その完全性、正確性について、JASEC が保証するものではありません。JASEC は利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。また、当該情報をご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。

最新の情報について、利用者はオーストリアの関係機関に直接参照して下さい。また、各種手続き、申請にあたっては、事前にそれぞれの申請先に必要書類や手続きに要する時間や金額などを確認して下さい。

また、日本以外の国籍の方は、各自該当機関などにお尋ね下さい。

最初に

以下の文章に必ず目を通して下さい。

1. TU Wien 留学のてびき

TU Wien, International Office のサイトから

[Welcomeguide for incoming exchange students](#) をダウンロードし、よくお読み下さい。

直接ダウンロードできない場合、TU Wien> International Office> Incoming exchange students 下部の Download 欄に Welcomeguide へのリンクがあります。)

2. 学生用在留許可申請のてびき

学生用在留許可証は、一般に「学生ビザ」と呼ばれているものです。

滞在が半年を超える方は [OeAD](#) (Austria's Agency for Education and Internationalisation) の [学生用在留許可申請の手引き](#) をしっかり読み、必要事項や申請の流れを掴んで下さい。

(OeAD> To Austria> Entry and Residence> Residence Permit – Student mobility programme)

TU WIEN 入学手続きについて

現在コロナウイルス対策のため、手続き方法等が変更されている場合があります。
現地にて担当職員にお尋ね下さい。

- TU アカウントのアクティベート
国際オフィスから、TU アカウントについての情報が送られてきます。アカウントを有効化して下さい。TISS (Information Systems and Services of the TU Wien) にアクセスできるようになります。
TISS では受講登録や各種証明書のダウンロードを行うことができます。一通り目を通しておくとい良いでしょう。
- JASEC 事務所訪問・留学手続き
事務所にて簡単な説明・手続きを行った後、JASEC 玄関と学生ルームの鍵をお渡します。
- 入学手続き
TU 本館・入学事務局(Studienabteilung)にて、入学手続きを行います。
受け取った学生証 (TU Card) は、そのままでは無効です。
学生ユニオン会費 (下記参照) 支払い後に、構内の TU Kiosk にてアクティベートして下さい。
- 学生ユニオン (ÖH) 会費の支払い
指定の額を銀行の ATM、窓口、またはオンラインバンキングでお支払い下さい。
振込が確認され次第、学生登録証明 (Studienblatt)、入学証明 (Studienbestätigung) がダウンロードできるようになります。
振り込み時に 12 桁の顧客番号の記入が必要となります。この番号は TISS の Student Self Service にて確認できます。
学期ごとに同様の手続きを行います。また、顧客番号もその都度更新されますので新学期に再度確認して下さい。

渡航前にメールで訪問日程を打ち合わせて下さい。

留学・入学手続きにはパスポートが必要です。

詳しい説明は [TUWien のサイト](#) をご確認ください。

今期の会費は約 21€でした。

振込済の用紙 (振込の日時等がスタンプされたもの) は捨てずに保管して下さい。

オーストリア滞在手続きについて

<免責事項>

以下の情報の正確性については、様々な注意を払って確認を行いました。オーストリアの法令、諸手続きなどは変更されることがあり、その完全性、正確性について、JASEC が保証するものではありません。JASEC は利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。また、当該情報をご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。

最新の情報について、利用者はオーストリアの関係機関に直接参照して下さい。また、各種手続き、申請にあたっては、事前にそれぞれの申請先に必要書類や手続きに要する時間や金額などを確認して下さい。

日本以外の国籍の方は、各自該当機関などにお尋ね下さい。

現在コロナウイルス対策のため、法令や諸手続きが変更されている場合があります。

最新の情報を確認し、各種書類の準備や関係機関への問い合わせは時間に余裕を持って行って下さい。
窓口業務が完全予約制で、数週間先まで予約の空きがない場合もあります。

日本国内にて

a. 全員:

コロナ下のオーストリア渡航について、**必ず在京オーストリア大使館に確認**して下さい。

b. 学生用在留許可証が必要な学生:

申請に必要な書類を在京オーストリア大使館に確認し、日本で入手すべきものを手配して下さい。

オーストリア入国後

c. 賃貸契約書 (Mietvertrag) の取得

賃貸契約書は、学生寮*の管理局や、自分のアパートの大家に作成してもらいます*。

b.の住民票にも管理局・大家の署名が必要なので、住民票の申請用紙をあらかじめ準備しておき、賃貸契約書を受け取る際にこちらにもサインをもらっておくと良いでしょう。

d. 住民票 (Meldebestätigung) の取得

オーストリアに滞在するものは、到着から3日以内に住民登録をする必要があります。

役所 (Meldeservicestelle) に以下の書類を提出し、住所票を取得します。

- 記入済み申請用紙 (注: 大家の署名が必要)
- 賃貸契約書 (Mietvertrag)
- パスポート

c. 銀行: 学生口座の開設

殆どの銀行が手数料の安い学生口座を用意しています。大学に近い銀行は留学生慣れしており、手続きがスムーズなのでお勧めです。

基本的に以下の書類が必要です。

- 学生登録証明 (Studienblatt) または学生証
- 住所票 (Meldebestätigung)
- パスポート

学生用在留許可証について、日本語で回答が頂けるのはみなさんにとって負担が少ないと思います。

在留許可証が必要ならば、住居は**学生寮を強くお勧め**します。ビザ申請時、賃貸契約書をめぐっての問題が発生しにくいです。

学生寮・アパート入居前にホテルを利用する場合、ホテル滞在中は住民票を取りに行く必要はありません。

通常は“Hauptwohnsitz”として登録します。

[申請用紙・役所一覧等 \(ウィーン市のサイト、英語\)](#)

例: JASEC から一番近い銀行

Erste Bank, [Wiedner Hauptstraße 20](#), [www.sparkasse.at](#)

詳しくは各銀行にお問い合わせください

d. ウィーン市内公共交通機関の学割ゼメスターチケット購入

ゼメスターチケット (Semesterkarte) はウィーン市内のバス・地下鉄・トラム等、公共交通機関が乗り放題のチケットです。26 歳以下の学生対象。チケット売り場、またはオンラインで購入できます。

以下の書類が必要です。

- 学生証、又は学生登録証 (Studienblatt)
- 住民票 (Meldebestätigung)
- パスポート

e. 健康保険登録 (学生用在留許可申請[いわゆる学生ビザの申請]をする学生は必要)

現在、コロナの影響で ÖGK はオンライン申請を推奨しているため、JASEC 職員が申請用紙記入とオンライン提出のお手伝いをしています。希望の方は職員にお申し出下さい。

在留許可申請には、オーストリアの健康保険 (強制、任意)、あるいはそれに匹敵するオーストリアで有効な支払い保証付きの無制限の健康保険への加入が必要です。

ここでは、ウィーンの学生の間で一般的な健康保険は ÖGK (Österreichische Gesundheitskasse) の 学生保険 をご紹介します。カスタマーセンター窓口、またはオンライン (独語) で申請できます。

必要書類

- 記入済み申請用紙
- パスポート
- 住民票 (Meldebestätigung)
- 学生登録証明 (Studienblatt)

なお、申請が受理された場合はその旨郵便が届きます。月々の振り込み情報と、保険カード (e-Card) に取得ついでテキストが同封されています。

- 2021 年度は各学期 75€

- 詳しくは ウィーン交通局 (Wiener Linien) にお問い合わせ下さい。

- TU 最寄りの地下鉄 Karlsplatz 駅にもチケットセンターがあります。

- 住民票でウィーン市内を “Hauptwohnsitz” としていない場合は割高になります。

- 海外旅行保険は不可です

- 2022 年は月々約 65€

- 英語のインフォメーション

(1), (2) リンク切れの際は 学生保険のページ 右側の Broschüren からお探し下さい。

- 詳しくは ÖGK のウィーンカスタマーセンター にお問い合わせ下さい

- 留学を終えて帰国する際に、解約を忘れないようにして下さい。

ドイツ語学校について

JASEC の交換留学プログラムでは、ドイツ語の履修は義務ではありませんが、長期留学の方だけでなく、短期の方も初歩のドイツ語だけでも勉強することを **強くおすすめします**。一生懸命ドイツ語を話そうとする姿勢は例え片言だとしてもオーストリア人にとって印象が良いものです。日常生活でのオーストリア人とのコミュニケーションが一気にとりやすくなります。

TU Wien と提携している語学学校についての情報:

[TU Wien のサイト](#)

学生用在留許可申請（いわゆる学生ビザの申請：滞在期間が6か月を超える学生）

まず、[在京オーストリア大使館](#)に、ご自分の留学に必要な在留許可証、提出書類等をお問合せ下さい。

現在、コロナの影響で、在京オーストリア大使館、在オーストリア日本大使館、ウィーン市の在留許可を扱う市役所 MA35 課共通して申請や窓口業務に予約が必要です。場合によってはかなり先になるまで空きがありません。準備は早めになさることを強くおすすめします。

日本国籍保有の学生は滞在期間が6か月を超える場合、在留許可が必要です。通常、JASEC の日本人留学生はビザなしで来澳し、ウィーン市役所 MA35 課にて学生用在留許可申請を行います。

以下は参考までに、2022 年春に日本人学生が提出した書類をご紹介します。

- 記入・署名済みの申請用紙 ([Residence Permit for students](#))
- パスポート写真2枚
- TU からの受け入れ証明
- 学生登録証明、入学証明
- 奨学金証明、財政証明*
- 住民票(Meldebestätigung)
- 賃貸契約書(Mietvertrag)
- 健康保険登録証明 (e. 参照)
- 出生証明証 (Geburtsurkunde)
在オーストリア日本大使館で取得可能。戸籍謄本が必要です。
(戸籍謄本は要アポスティーユ)
- 無犯罪証明書* (要アポスティーユ)
- パスポート(空ページを含むすべてのページをコピー)

*無犯罪証明書について：いずれの場合も申請時期にご注意下さい。

日本で取得する場合

あまり早く取得してしまうとビザ申請前に無犯罪証明書の有効期限が切れる可能性があります。特にビザ申請者が多い秋は、書類が揃ってもビザ申請日の予約がなかなかとれないケースが多発しています。

ウィーン、在オーストリア日本大使館で取得する場合

申請から取得まで丸々2か月かかります。しっかりスケジュールの管理をして下さい。

[ÖAD \(the Austrian agency for international mobility and cooperation in education, science and research\)](#) のサイト(英)、[ウィーン市のサイト](#)(独)もご参照下さい。

ÖAD は必要書類の記載も詳しく、申請の流れがわかりやすいと思います。

2021 年末に「日本で申請を勧められた」という報告があり、奨学金などの条件によって日本でも申請できる場合があるようです。在京オーストリア大使館に在留許可証の要不要、提出書類などを問い合わせる際に、ご自身の申請はどこで行うのか尋ねて下さい。

[申請用紙、申請用紙の説明文\(英語\)](#) リンク切れの場合、[内務省](#)より、Aufenthaltsbewilligung Student (und deren Familienangehörige)をお探して下さい。

ウィーンで申請の場合、申請用紙の記入は JASEC 職員が手伝います。お気軽にどうぞ。

パスポート写真：規定があります。渡澳後、認可をうけた写真店で撮影することをお勧めします。
(例：[Hartlauer](#))

通常は数枚つづりで発行されますが、写真の枠に撮影日などの情報があるため、自分で切り取ってはいけません。役所の担当が切り取ります。

出生証明書：[在オーストリア日本大使館](#)にお問合せ下さい。

- 日本から持参する公文書には、原則として「アポストイーユ」の付与が求められます。
- ドイツ語以外の書類にはオーストリア法廷翻訳／通訳者による認証訳文が必要です。
- 場合によって追加書類の提出が求められることがあります。
- 書類に不備がある場合、その場で指示されることもあれば、書面でその旨送られてくることもあります。返答に期限があるものが多いので、ビザを入手するまで郵便物はこまめにチェックして下さい。
- 役所からの知らせはドイツ語です。不明な点があれば JASEC 職員にご相談下さい。
- 滞在許可が下りた場合は郵便かメールで知らせが来ます。
- 最低額で約 160 ユーロの手数料がかかります。
- 受け取り: 指定された証書 (パスポートなど) を持って、申請人本人が受け取ります。

[アポストイーユ](#) -> 外務省にお問合せ下さい。

今までの経験では英語の書類でも申請が通っています。しかし、公式にはオーストリア法廷通訳によるドイツ語の認証訳文を提出することとなっています。

学生寮に住む場合、通常の郵便物はもちろん、受け取りサインが必要な書類・荷物が自分の不在時にどう扱われるかなど事前に管理局で調べておくことをおすすめします。

*財政証明について

現在、留学生の経済状態が厳しく審査されています。

留学に必要な生活費が滞在する期間分しっかりと銀行口座にあることを証明しなければいけません。

2022 年の月々の生活費下限額は

- 24 歳未満の学生: 月額 569.11 ユーロ以上
- 24 歳以上の学生: 月額 1030.49 ユーロ以上

これはあくまで最低限の金額で、家賃やクレジットの返済、その他経費などが合わせて 309.93 ユーロを超える場合は超過分が加算されます。

例: 25 歳の学生、山田さん: 家賃: 450 ユーロ、健康保険 (ÖGK, 2022): 64.78 ユーロ

山田さんの生活費下限額 (月額) = $1030.49 - 309.93 + 450 + 64.78$
= 1235.34 ユーロ

これまでの学生は

- 前述の生活費が滞在期間分以上入金されている銀行口座の明細 (独/英)
- 奨学金受給証明

奨学金が生活費下限額に満たない場合は更に

- 保護者の収入証明
- ここ 6 か月ほどの出入金がかかる保護者の銀行口座の明細
- 保護者の銀行口座の残高証明

などの書類を提出しています。

詳しくは [ÖAD](#) や [MA35](#) のサイトを確認して下さい。

まれに、奨学金が実際に振り込まれているか明細を提出せよと要求されることがあります。

収入証明:

市役所で源泉徴収票を発行してもらい、それを法廷通訳に部分訳してもらう学生が多いです。英語で発行してくれる企業もあるようです。

銀行の明細に関しては、提出する日から3日以内に発行された明細など、最新のものを要求されます。**オーストリアで銀行口座を作り、そこに必要分送金しておくのが簡単です。**ドイツ語の明細がATMでいつでもすぐに発行できます。
日本の銀行の明細でも許可は下りますが、残念ながらこれまでトラブルが多く、おすすめとは言いかねます。ご注意ください。

日本からの海外送金手数料は各金融機関にお尋ね下さい。

また、MA35は明細を在留許可申請時と受け取りの際の2回要求してきます。2回とも「全期間分」の生活費を超えた残高を証明する必要がありました。それまでの滞在期間に使った生活費は考慮されていなかったため残高にご注意下さい。

例：佐藤さん
留学期間：1月初めから12月末までの12か月
証明しなければいけない生活費：月額1000ユーロ、計12000ユーロ
在留許可受取指定日：4月初め（留学開始から3か月経過）

現在4月の受け取り日で、佐藤さんの留学開始から3か月経過している。これまでの生活に3000ユーロ使用したので、残りの滞在期間分の生活費9000ユーロの残高を証明するのが妥当に思えるが、全期間分の12000ユーロの残高を証明しなければいけなかった。

申請			受取								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3000			9000								
12000											

法廷通訳について

法廷通訳は国家資格です。
日本語の法廷通訳の方は数も少なく、みなさんお忙しくていらっしゃいます。できるだけ時間に余裕をもって依頼するようにしましょう。
よく、法廷通訳者のどなたに依頼すれば良いのかというご質問を頂きます。もちろん、資格のある方であればどなたでも構いませんが、ここ数年、多くお仕事をお願いしているのはラート昭子さん(Akiko RATH, rath.akiko@aon.at)です。経験豊富で非常に親切な方で、いつも安心してお任せしています。
ガリンスキさんにも快く依頼を受けていただいたことがありますし、最近、渡欧前にヒースさんにお世話になった学生もいます。参考になれば幸いです。

[日本語法廷通訳のリスト](#)

日本の大学との大きな違い

オーストリアでの学生生活は、日本の学生が普通と思い描くものとたくさんの違いがあることと思います。ここでは、過去の学生が戸惑いがちだった事例をふたつご紹介します。

研究室の構造

オーストリアの各研究室は非常に多くの学生を抱えています。ごく一部の例外を除き、博士・修士課程問わず学生のためのデスクはありません。

JASEC に日本からの留学生が作業・勉強できる学習室がありますのでご利用下さい。

アカデミック・アドバイザーとのかかわりについて

こちらは日本で言う「担当教官」にあたります。しかし、オーストリアの大学では担当教官から学生を呼んで論文の進み具合や面倒を見るというようなシステムがありません。先生一人当たりの担当学生が非常に多いこともありますが、会社勤めの傍ら論文を書く学生がたくさんいたり、卒業時期や年数が人によってバラバラなために研究の進捗が人によって大きく違うことも理由の一つかと思います。学生自身が目的意識を強く持ち、自主的に行動する必要があります。アドバイスを欲しいとき、質問があるときは先生に自分から積極的にコンタクトをとりましょう。

JASEC にご相談下さい。

研究するうちに範囲がアカデミック・アドバイザーの専門分野から外れたり、他の専門家の意見が必要になることもあるかと思います。そんな時は JASEC にお気軽にご相談下さい。(もちろん、まずご自分のアカデミック・アドバイザーに相談するのを忘れなく!)